

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表に関する注記

1、継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2、資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

最終仕入原価法

3、固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

平成 28 年 4 月 1 日以降取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

4、引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が 200 億未満であることから、一般債権については法人税法の法定繰入率（1000 分の 6）により計上しています。

(2) 退職給付引当金

役職員等の退職支出に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、当社会医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

5、消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払消費税に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

6、その他貸借対照表作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金の会計処理

補助金等については、当該補助金等の対象となる事業等が実施された会計年度に一括して収益として計上しております。なお、建物及び建物附属設備の取得にかかる補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から控除する方法）を採用しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

7、資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

(1) 収益業務に係る資産及び負債

(千円)

科 目	金 額
流動資産	12,654
固定資産	61,794
資産合計	74,448
流動負債	183
負債合計	183

(2) 収益業務会計から一般会計への繰入金の状況

(千円)

科 目	前会計年度末残高	当期繰入金額又は元入金額 (△)	当該会計年度末残高
繰入金と元入金の純額 (累計額)	124,228	△646	123,582

8、担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

科目	金額 (千円)
建物	4,474,175
土地	2,048,281
計	6,522,456

(2) 担保に係る債務

科目	金額 (千円)
短期借入金	—
長期借入金	1,045,200
計	1,045,200

9、法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者 該当なし

(2) 個人である関係事業者 該当なし

10、その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物及び建物付属設備	12,620,937	6,403,589	6,217,348
構築物	850,757	622,770	227,988
医療用機器備品	809,020	709,691	99,329
その他器械備品	687,856	484,648	203,208
車両及び船舶	139,625	122,791	16,833
その他の有形固定資産	36,500	23,274	13,226
計	15,144,695	8,366,763	6,777,932